函館市母子家庭等自立支援給付金支給事業取扱要領

函館市母子家庭等自立支援給付金支給事業（函館市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業，函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業）については，各事業の支給要綱に定めるもののほか，この取扱要領により行うものとする。

Ⅰ　自立支援教育訓練給付金支給事業

1　事前相談の実施

受給要件の審査に際しては，事前に受講を希望する母子家庭の母または父子家庭の父からの相談に応じるとともに支給要件について把握しておくものとする。

事前相談においては，当該母子家庭の母または父子家庭の父の希望職種，職業生活の展望等を聴取するとともに，当該母子家庭の母または父子家庭の父の職業経験，技能，資格取得等を的確に把握し，当該教育訓練を受講することにより，自立が効果的に図られると認められる場合にのみ，受講対象とするなど受講の必要性について十分把握するとともに，対象講座の指定後においても，丁寧な説明を心がけること。

2　対象講座

対象とする講座の指定については，本人の意向も踏まえつつ，対象とする講座が当該母子家庭の母または父子家庭の父が適職に就く観点から適当であるかも含め審査を行うものとする。また，必要に応じて講座の変更を助言するなど的確な支援を行うものとする。

3　函館市母子家庭等自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書（以下，「対象講座指定申請書」という。）の審査にかかる留意事項

（1）　自立支援教育訓練給付金（以下，「訓練給付金」という。）は，原則として，過去に訓練給付金を受給したことがある者については支給しないものであることから，対象講座指定申請書に記載された過去の訓練給付金の交付の有無を確認すること。

（2）　過去に雇用保険制度の教育訓練給付金を受給した者，高等職業訓練促進給付金の支給を受けた者についても，こうした他制度における受給状況を十分聴取して，本事業の利用が資格取得や適職への就職に真に結びつくと認められる場

合は，支給できるものとする。

（３）　訓練給付金の支給を受けようとする者が希望する講座の受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格の有無が不明な場合，事前相談等で職歴を把握した上でなお，確認が必要な場合等には，住所を所轄する公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金交付要件回答書」によって確認するものとする。

（４）　対象講座指定申請書に記載された講座の受講開始日および受講期間については，教育訓練施設に確認するものとする。

なお，雇用保険制度の教育訓練給付の対象講座の指定については，４月１日および１０月１日の年２回行われていることから，４月１日および１０月１日直後に講座を指定する場合は，留意するものとする。

（５）　雇用保険法（昭和49年法律第116号）および雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）または特定一般教育訓練に係る特定一般教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）もしくは専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の受給資格のある者は，給付額が変わってくるので，対象講座指定申請書に記載された「雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格の有無」を確認すること。

４　訓練給付金の支給の審査に係る留意事項

受講開始前に教育訓練講座の指定を受けることを原則とするが，指定を受けていない者のうち，受講開始前に受講対象講座指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり，かつ，受給要件を満たし，受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認められる場合には，教育訓練講座の指定を受けたものとみなすこと。

５　支給額算定の留意事項

訓練給付金の支給額は，支給対象者が対象教育訓練の受講のために本人が支払った費用（以下，「教育訓練経費」という。）に基づき算定することとなるが，この算定については次の事項に留意して行うものとする。

（１）　教育訓練経費の対象は，教育訓練施設の長が証明する教育訓練施設に対して支払われた入学料（対象教育訓練の受講の開始に際し，当該教育訓練施設に納

付する入学金または登録料），受講料（受講に際して支払った受講費，教科書代および教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））および上記経費の消費税とする。

（２）　教育訓練経費の対象除外経費は次の経費とする。

ア　その他の検定試験の受講料

イ　受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費

ウ　教育訓練の補講費

エ　教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る費用

オ　学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用

カ　受講のための交通費およびパソコン，ワープロ等の器材等

（３）　算定した交付額に端数が生じた場合，小数点以下を切り捨てて整数とする。

（４）　教育訓練に係る入学料および受講料を一括払いで支払った場合または分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも，受講者が支払った費用として教育訓練施設の長が証明する額を対象とする。

（５）　クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合のクレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は，教育訓練経費に該当しない。

（６）　訓練給付金の支給を受けようとする者が，支給申請時点で教育訓練施設に対して未納となっている入学料または受講料は対象とならない。

（７）　雇用保険法による一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金という。」）の受給資格のある者については，教育訓練給付金の支給額を差し引いた額を支給することになるので，自立支援教育訓練給付金支給申請書の教育訓練給付金の受給額およびそれを確認する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」を確認すること。

（８）　教育訓練給付金の受給資格があるにもかかわらず，申請していない者には，まず本人の住所を所管するハローワークに支給申請手続きを行う必要があるので，対象者には申請手続きの案内を行うこと。

６　教育訓練の受講開始日および受講修了日

（１）　受講開始日

受講開始日は，通学制の場合は対象教育訓練の所定開講日（必ずしも本人の出席第１日目とは限らない），通信制（通信制に準ずるものを含む。）教育訓練の場合は受講申込み後はじめて教育訓練施設が教材の発送等を行った日であって，いずれも教育訓練施設の長が証明する日とする。

（２）　受講修了日

受講修了日は，教育訓練施設の長が，受講者の受講実績等修了認定基準に基づいて受講者の教育訓練施設の長が証明する日とする。

７　教育訓練修了証明書および教育訓練経費に係る領収書

（１）　教育訓練修了証明書

教育訓練施設の長が，その施設の修了認定基準に基づいて，受講者の教育訓練の修了を認定した場合に発行されるものとする。

なお，記載事項について訂正のある場合，教育訓練施設の長の訂正印のないものは，無効とする。

（２）　教育訓練に係る領収書

教育訓練施設の長が，受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書とする。なお，受講者がクレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は，クレジット契約証明書（クレジット伝票の受講者用控に施設が必要事項を付記したものを含む。）とする。

（３）　領収書（またはクレジット契約証明書）には，次の事項が記載されていることを確認すること。

ア　「教育訓練施設の名称」

イ　「受講者（支払者）氏名」

ウ　「領収額（またはクレジット契約額）」

エ　「領収日（またはクレジット契約日）」

オ　「領収印」

（４）　領収書（またはクレジット契約証明書）の確認にあたっては，発行の対象となった対象教育訓練と領収額の根拠を特定する必要があることから次の事項が付記されていることを確認するものとする。

ア　「教育訓練講座名」

イ　「領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）」

（５）　領収書に訂正のある場合，教育訓練施設の訂正印のないものは無効とする。

（６）　教育訓練経費に係る領収書については，確認後，原則として，本人に返却するものとする。ただし，本人の了承を得て写しを取っておくものとする。

８　審査委員会の設置

対象講座または支給決定の審査に当たって必要性等が生じた場合には，「審査委員会」を設置し，審査できるものとする。

９　対象者

訓練給付金支給事業要綱第３条の「市内に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父」とは，住民登録の有無により判断するが，ＤＶ被害者でやむを得ない理由により住民登録が出来ない者からの申請については，「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」等の添付により十分確認のうえ対象者とする。

10　周知・広報等

（１）　市においては，必要に応じて，本制度について周知・広報を行い，必要な情報提供を行うとともに，母子・父子自立支援員等と密接な連携を図りながら，必要に応じて受講勧奨を行うなど母子家庭の母または父子家庭の父の就業を支援するものとする

（２）　本事業の実施には，修了証明書，領収書等の証明を行う教育訓練施設の協力が不可欠であり，本事業について教育訓練施設が必要な情報については，積極的に提供するものとする。

11　自立支援教育訓練給付金への公課禁止

母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の４の規定により，平成２６年１０月１日以降に受講を修了し，支給を受けた自立支援教育訓練給付金については，非課税となることから，その取り扱いに留意する。

12　経過措置

平成29年４月１日より新たに訓練給付金の対象となった者についても，受講開始前にあらかじめ，受講対象講座指定申請書を提出し，教育訓練講座の指定を受ける必要があるが，雇用保険第６０条の２第４項の規定により，一般教育訓練に係る教育訓練給付金の受給資格者で，かつ，平成29年４月１日以後に訓練給付金の対象となった者のうち，教育訓練講座の指定を受けていない者は，すみやかに対象講座の指定申請をさせること。

Ⅱ　高等職業訓練促進給付金等支給事業

１　事前相談の実施

（１）　１年以上のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母または父子家庭の父を対象として，本事業の周知を図るなどして受給希望者の事前把握に努めるものとする。

（２）　事前相談においては，当該母子家庭の母または父子家庭の父の資格取得への意欲や能力，当該資格の取得見込み等を的確に把握し，審査するものとする。

（３）　本事業は，訓練促進給付金等を支給することにより，生活の経済的負担の軽減を図り，もって資格取得を容易にするものであることから，生活状況について聴取するなど，支給の必要性について十分把握するものとする。なお，その際には，プライバシーに配慮するものとする。

（４）　当該母子家庭の母または父子家庭の父が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には，ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業や母子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金等の紹介をすること。

２　訓練促進給付金等の支給に係る留意事項

（１）　訓練促進給付金等は，原則として，同一の者には支給しないものとする。

（２）　求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法第２４条に定める訓練延長給付および雇用保険法等附則第１１条の２に定める教育訓練支援給付制度における教育訓練支給給付金等，高等職業訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする給付を受けている場合は，高等職業訓練促進給付金等事業の対象とならないものとする。

（３）　保育士及び介護福祉士については，求職者支援制度の活用を促すこととする。

（４）　平成31年４月より，雇用保険の教育訓練給付制度は，従来の枠組みを引き継いだ一般教育訓練給付金および平成26年10月より拡充された専門実践教育訓練給付金ならびに速やかな再就職や早期のキャリア形成に資するための特定一般教育訓練給付金の３本立てとされ，専門実践教育訓練給付金を受給できる者のうち，受講開始時に45歳未満で離職しているなど，一定の条件を満たす場合には，雇用保険法（昭和49年法律第116号）および雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）の規定による教育訓練支援給付金（以下「教育訓練支援給付金」という。）が支給されることとなった。

事前相談においては，この旨を伝えるとともに，以下の点について伝えること。

① 教育訓練給付金の支給を受ける場合でも，高等職業訓練促進給付金の支給は可能であること。

② 教育訓練支援給付金の支給を受ける場合は，高等職業訓練促進給付金は支給できないこと。

③ 教育訓練支援給付金と高等職業訓練促進給付金については，各給付金の支給額や支給期間等を確認したうえで，いずれかを選択できること。

なお，高等職業訓練促進給付金の申請がある場合には，教育訓練支援給付金等の支給内容について確認するなど必要な審査を行うこと。

（５） 夏期休暇等年間学習カリキュラムに組み込まれている事由以外により，月の初日から末日まで１日も出席しなかった月がある場合は，当該月については支給しないものとする。

（６） 修業形態については，通学制を原則とするが，養成機関が遠隔地にあるため通学が困難な場合等，特にやむを得ない場合や，養成機関に通う者は職を辞して修業を開始する者が多いことから，離職するリスクを負うことができないひとり親についても，修学を確保できるよう，働きながら資格取得を目指す場合にも通信制の利用を可能なものとする。

（７） 母子及び父子並びに寡婦福祉法第３１条の４の規定により，平成26年10月分からの高等職業訓練促進給付金については，非課税となることから，その取り扱いに留意すること。なお，高等職業訓練修了支援給付金については，課税されることに留意すること。

（８） 令和３年４月１日から，資格取得のために４年課程の履修が必要となる者等を対象に，高等職業訓練促進給付金の支給期間を48月としたが，資格取得のために４年課程の履修が必要となる者は，次のとおりとすること。

ア 資格取得のために４年課程以上の課程で修業する者

イ 准看護師養成機関を修了する者が看護師の資格を取得する場合や，看護師養成機関を修了する者が保健師の資格を取得する場合など，引き続き養成機関で修業して資格取得を目指す者

３ 周知，広報に係る留意事項

養成機関は毎年４月に開講する場合が多いことから，事前に養成機関に必要な情報提供を行うものとする。

４　審査委員会の設置

支給決定の審査に当たって必要性等が生じた場合について，「審査委員会」を設置し，審査できるものとする。

５　対象者

（１）　訓練促進給付金支給事業要綱第４条第１号の「市内に住所を有する母子家庭の母」とは，住民登録の有無により判断するが，ＤＶ被害者でやむを得ない理由により住民登録が出来ない者からの申請については，「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」等の添付により十分確認のうえ対象者とする。

（２）　同第４条第２号の「同様の所得水準である者」とは，公的年金の受給または１８歳以上の児童を有していることにより児童扶養手当の受給資格のない者であって，当該母子家庭の母または父子家庭の父が受給している年金額等を含めた所得が児童扶養手当所得制限限度額未満の者をいう。

また，児童扶養手当の受給状態においては，訓練促進給付金の対象者は，養成機関において修業を開始した日以後において，また，修了支援給付金の対象者は養成機関における修業を開始した日において，全部支給停止ではない者とする。（ただし，扶養義務者の所得による全部支給停止の場合を除く。）

６　関係機関等との連携等

資格取得養成機関，就学関係機関および母子・父子自立支援員，母子・父子自立支援プログラム策定員等と密接な連携を図りながら，必要に応じて受講勧奨を行うなど母子家庭の母または父子家庭の父の就業を支援するものとする。